

富山県

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成 30 年 1 月

富山県

「富山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」目次

第1章	PCB廃棄物処理計画策定の目的	1
1	計画策定の背景	
(1)	PCBの歴史	
(2)	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定	
(3)	PCB廃棄物の広域処理体制の確保	
2	計画の目的及び期間	
(1)	目的	
(2)	期間	
3	計画策定の基本的方向	
(1)	処分等の期間	
(2)	早期処理完了に向けた必要な措置	
第2章	PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	7
1	PCB廃棄物の保管の状況	
(1)	高濃度PCB廃棄物	
(2)	低濃度PCB廃棄物	
2	PCB使用製品の所有状況	
3	PCB廃棄物の処分状況及び処分量の見込み	
第3章	PCB廃棄物の処理体制の確保	12
1	PCB廃棄物広域処理施設の整備	
(1)	全国におけるPCB廃棄物処理体制	
(2)	富山県内のPCB廃棄物及びPCB使用製品の処理	
2	処理体制確保のための方策	
(1)	適正な保管のための方策	
(2)	適正な収集運搬のための方策	
(3)	効率的な広域処理体制の確保のための方策	
第4章	PCB廃棄物適正処理の推進方策	16
1	県及び富山市の役割	
(1)	PCB廃棄物等の実態把握に係る施策等	
(2)	適正処理推進のための監視、指導等	
(3)	関係機関及び関係自治体との連携	
(4)	情報公開等による県民、事業者等の理解に係る方策	
(5)	PCB廃棄物処理に対する支援	
2	保管事業者の役割	
(1)	法に基づく適正保管及び届出	
(2)	計画的な処理の実施	
3	所有事業者の役割	
4	収集運搬業者の役割	
5	低濃度PCB廃棄物の処理業者の役割	
6	その他関係者の役割	

第5章 その他の重要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

- 1 PCB使用部品を含む家電製品の処理
- 2 不法投棄未然防止対策
- 3 広域的な連携によるリサイクルの推進
- 4 地元地方公共団体への協力
- 5 処理技術開発の促進

第1章 PCB廃棄物処理計画策定の目的

1 計画策定の背景

(1) PCBの歴史

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定している、電気絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有することから、変圧器、コンデンサー等の電気機器の絶縁油、熱媒体及び感圧紙（いわゆるノンカーボン紙）などに用いられてきた。

我が国においては、昭和20年代半ばから輸入が開始され、昭和29年以降、国内で本格的に生産されるようになり、昭和47年に製造中止されるまでに約5万9千トンが生産され、輸出入分を加減した約5万4千トンが国内で使用されてきた。そのうち約3分の2が変圧器等の電気機器に使用されていたと考えられている。

PCBが大きくとり上げられる契機となった事件として、米ぬか油（ライスオイル）中に、脱臭工程の熱媒体として用いられたPCB等が混入したことが原因で、昭和43年10月、西日本を中心に発生したカネミ油症事件があり、当時の患者数は約1万3千名に上ったと言われている。

このような状況から、我が国では、昭和47年に行政指導により製造中止と使用者による保管が義務づけられ、昭和48年に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）により、製造、輸入及び使用が原則禁止されるに至った。

このように、PCBの製造、輸入及び使用の禁止については、法が整備されたところであるが、行政指導や法規制以前に製造又は輸入がされたPCBの処理が残された課題となった。

(2) PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理については、昭和62年から平成元年にかけて一部の製造者において、高温焼却法により国内初の処理が行われた。このような状況から、PCB廃棄物の広域処理の気運が高まり、民間主導による処理施設設置が検討されたが、カネミ油症事件が国民に与えた心理的な影響や、焼却処理に伴う排ガス等に対する懸念から、いずれも実現に至らなかった。このため、我が国においては、約30年にわたってPCB廃棄物の長期保管が続いていることから、紛失等が判明し、環境汚染の進行が懸念される状況となった。

国際的にも、PCBが全く使用されてこなかった北極圏において汚染が報告されたことなどを契機に、平成13年5月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）が採択され、欧米諸国においては既にその処理が進んでいる。

我が国においても、PCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）が公布され、同年7月から施行された。この法律により、PCB廃棄物の保管事業者は、保管状況等を届出しなければならないほか、平成28年7月までに適正に処分することが義務づけられた。さらに、国の全額出資により設立された日本環境安全事業株式会社（現中間貯蔵・環境安全事業株式会社、以下「JESCO」という。）が拠点的な処理施設を

整備し、その処理業務にあたることとなった。

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、処理対象物の多様性・複雑性や作業者の安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、処理の進捗に遅れが生じ、当初予定していた平成28年3月までの処理事業の完了が困難な状況となった。

一方、PCB特措法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことから、環境省では、焼却実証試験を行い、その試験結果を踏まえ、平成21年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）」において無害化処理認定制度の対象に低濃度PCB廃棄物（高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物をいう。以下同じ）が追加され、その後、当該制度を活用して低濃度PCB廃棄物の処理体制を確保する取組が始まり、平成22年から処理が始まった。

このような経緯を踏まえ、国では、PCB特措法の処理期限を平成39年3月31日まで延長するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。）策定後10年が経過したことを契機に、今後のPCB廃棄物の適正処理推進策について検討した。その結果、ストックホルム条約で定める処理期限を守り、一日も早く日本全体のPCB廃棄物を処理するために、JESCOの全国5か所のPCB処理事業所の能力を最大限活用し、従来の事業対象地域を越えて処理を行うこと、事業の処理完了期限を延長することなどについて、処理施設立地自治体の承諾を得て、平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画を変更した。

当該計画においては、PCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）がJESCOに対し処分委託を行う期限として「計画的処理完了期限」が設けられ、北海道において行うPCB廃棄物の広域処理事業（以下「北海道事業」という。）においては、大型変圧器・コンデンサー等（高濃度のPCBを使用した高圧変圧器及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（以下「大型変圧器等」という。）、高濃度のPCBを使用した高圧コンデンサー及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの並びに廃PCB及びPCBを含む廃油（以下「廃PCB等」という。）、これらの総称をいう。以下同じ。）は平成34年度末、安定器及び汚染物等（高濃度のPCBを使用した低圧変圧器及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の高濃度PCB廃棄物であって大型変圧器・コンデンサー等及び安定器を除いたものをいう。以下同じ。）については平成35年度末とされた。

しかしながら、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、その達成は決して容易ではないことから、国においては、平成28年5月にPCB特措法の一部を改正し（平成28年法律第34号。平成28年8月1日施行）、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間（PCB特措法第10条第1項の規定に基づく、計画的処理完了期限の1年前の日。以下同じ。）を設定し、この処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を自ら処分又は処分委託もしくは廃棄（PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務付け、あわせて都道府県知事による報告徴収及び立入検査の権限強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等を規定した。

また、計画的処理完了期限の一日も早い達成に向けて、保管事業者や国、地方公共団体など関係者が一丸となってこの問題を解決するという認識の下、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的・計画的に推進するため、平成28年7月に処理基本計画の変更

が閣議決定された。

さらには、PCB特措法の改正と併せて、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく経済産業省令（電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号））等の改正により、電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品について、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとされ、電気事業法の枠組みを最大限活用しながらPCB特措法と連携して規制を行うこととされた。

（3）PCB廃棄物の広域処理体制の確保

国は、平成15年4月にPCB特措法に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、全国的なPCB廃棄物の施設整備の方向を明らかにする「PCB廃棄物処理基本計画」を策定し、JESCOを活用した全国5か所のPCB廃棄物の広域処理事業を打ち出した。

この時点において広域処理施設立地の目処の立っていなかった富山県を含む東北、北関東、北陸及び甲信越の15県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県。以下「15県」という。）のPCB廃棄物の処理について、平成15年11月に、環境省から、北海道及び室蘭市に対し、北海道に15県を加えた地域を対象とする事業地域拡大の要請が行われた。

本県としても、県内にPCB廃棄物の処理施設を設置する見通しがたたず、平成16年1月に、北海道に対して、本県のPCB廃棄物について北海道室蘭市内において整備される処理施設での受入を要望した。

これに対し、北海道及び室蘭市は、室蘭市内において二十数回にわたり説明会を開催するなどして検討を行い、北海道内のPCB廃棄物の処理を行うに当たり、様々なリスクを想定した多重の安全対策などの実施や処理計画に基づく安全対策の推進により、安全性は確保されとの考えを基本とし、更に、北海道や室蘭市が考える処理時や収集運搬時における安全対策を追加することにより、事業が拡大した場合でも安全性は確保されとの判断から、平成16年3月に安全性を確保するための受入条件の承諾を前提として、国からの要請や県からの要望を受諾した。

このことから、国は平成16年5月にPCB廃棄物処理基本計画を変更し、北海道事業の対象を北海道及び15県とした。そして、平成16年7月には、北海道及び15県、室蘭市からなる「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」（以下「広域協議会」という。）が設置され、PCB廃棄物処理事業の安全対策に関する事項、PCB廃棄物の収集運搬に関する事項など、北海道事業の安全の確保及び運搬に係る調整を図ることとなった。

北海道事業では、大型変圧器・コンデンサー等を処理する施設が平成20年5月に、安定器及び汚染物等を処理する施設が、平成25年9月に操業を開始した。

その後、平成25年10月、国は、PCB廃棄物処理基本計画の見直しに際し、北海道事業において、新たに埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に保管されている安定器及び汚染物等の処理を行うことなどを北海道及び室蘭市に要請し、平成26年4月に、この要請が受託された。これを受けて、国は平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画を変更し、平成28年4月から1都3県の安定器及び汚染物等の処理が開始された。

2 計画の目的及び期間

(1) 目的

「富山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「富山県PCB廃棄物処理計画」という。）は、PCB特措法第6条の規定に基づく国の「PCB廃棄物処理基本計画」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく「富山県廃棄物処理計画」（平成15年3月策定）と整合を図ったうえ定めることとされており、県内のPCB廃棄物について、一日も早い処理完了に向け、総合的かつ計画的に実施する具体的な処理の方策を明らかにするとともに、確実かつ適正な処理の推進を図ることを目的とする。

(2) 期間

この計画は、平成18年度を初年度とし、PCB特措法に定めるPCB廃棄物の処分期限である平成39年3月末までを計画期間とする。

また、PCB廃棄物の処分量の見込みの大幅な変動や国のPCB廃棄物処理基本計画の変更など大きな情勢の変化があった場合は、必要に応じてこの計画の見直しを行うものとする。

3 計画策定の基本的方向

本計画は、国のPCB廃棄物処理基本計画及び広域処理施設が立地する北海道の「北海道PCB廃棄物処理計画」を踏まえ、次の事項を基本原則として策定する。

なお、富山県PCB廃棄物処理計画と他計画との関係は、図1のとおりである。

(1) 処分等の期間

① 高濃度PCB廃棄物については、大型変圧器・コンデンサー等は処分期間である平成33年度末までに、安定器及び汚染物等は平成34年度末までに自ら処分、又は処分を他人に委託する。

ただし、従来から計画的に処分委託を進め、処分期間の末日から起算して1年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。「計画的処理完了期限日」と同じ日）までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する保管事業者にあつては、高濃度PCB廃棄物の自ら処分、他人への処分委託に係る処分期間に代えて特例処分期限日までに行う。

② 使用中の大型変圧器・コンデンサー等は処分期間である平成33年度末までに、大型変圧器・コンデンサー等以外のは平成34年度末までに廃棄する。

ただし、特例処分期限日までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する所有事業者にあつては、高濃度PCB使用製品の廃棄を、処分期間に代えて特例処分期限日までに行う。

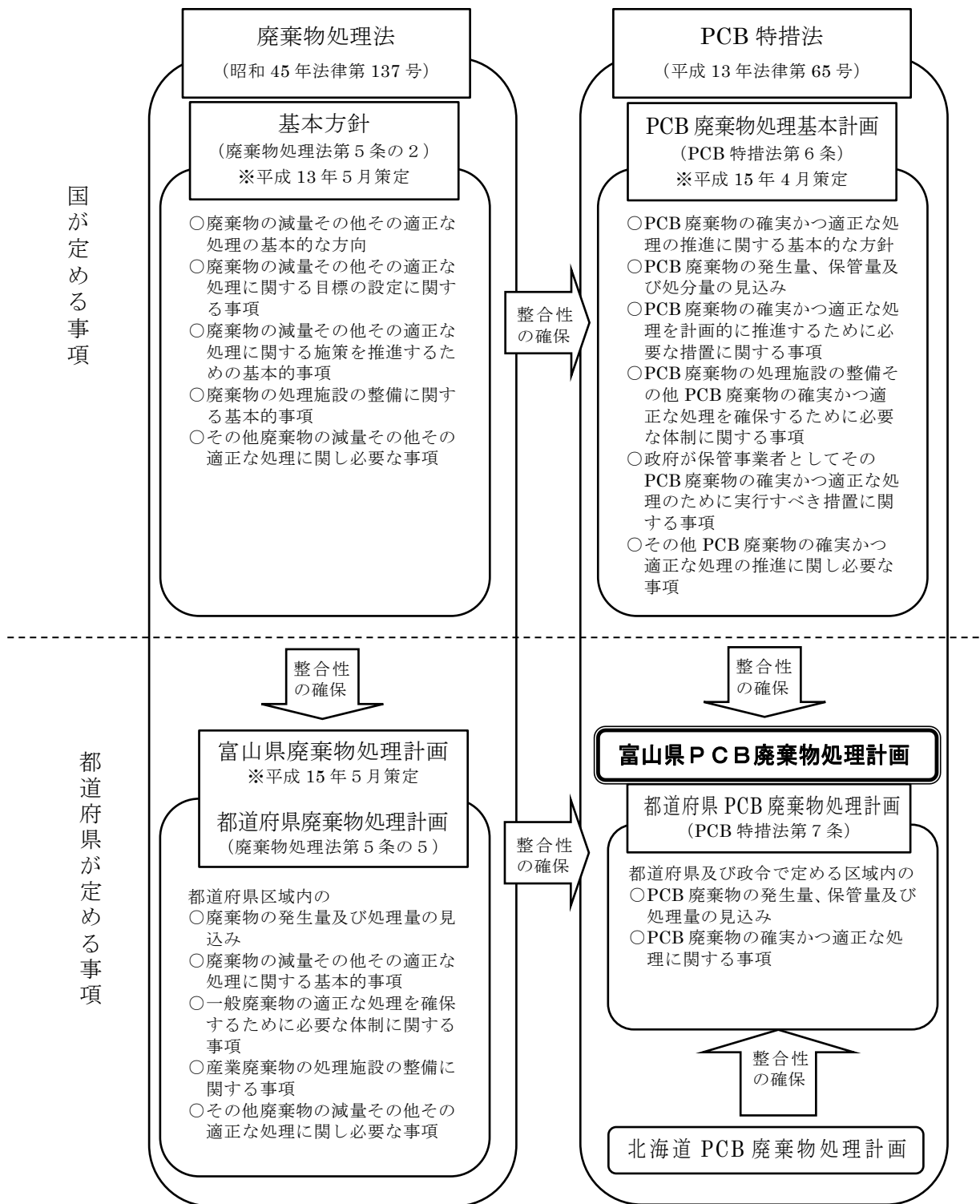
③ 低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度による環境大臣の認定を受けた施設及び都道府県知事・政令市長の許可を受けた施設（以下「無害化処理認定施設等」という。）を活用して、平成38年度末までに、自ら処分、又は処分を他人に委託する。

なお、低濃度PCB使用製品について、所有事業者は確実に廃棄し、又はPCBを除去するよう努めなければならない。

(2) 早期処理完了に向けた必要な措置

- ① 未届出のPCB廃棄物や使用中の機器、含有不明の機器が存在することから、未届出PCB廃棄物等の把握を徹底する。
- ② 処理の意思がない保管事業者等が存在することから、立入検査、改善命令等による指導の強化を図る。
- ③ 使用中の機器や処分状況などについて、関係機関が保有する情報の共有が不十分であることから、各種の情報を持つ関係機関との連携強化を図る。
- ④ 保管事業者に早期処理を促すために、地方自治体が保有するPCB廃棄物等の優先処理等に取り組む。

図1 富山県PCB廃棄物処理計画と他計画との関係



第2章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

1 PCB廃棄物の保管の状況

PCB特措法の規制の対象となるPCB廃棄物とは、PCB、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものとされている（PCB特措法第2条第1項）。これらのPCB廃棄物を保管し、又は処分する事業者は、毎年度末の保管状況、処分状況等を都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、当該市長：富山県内では富山市長が該当）に届け出なければならないこととなっている（PCB特措法第8条）。

（1）高濃度PCB廃棄物

県及び富山市に届出された平成28年3月31日現在のPCB廃棄物の保管状況は、表1のとおりである。

これらの機器のうち大型変圧器・コンデンサー等は、従来から、旧通商産業省、（財）電機絶縁物処理協会等により実態把握が進められてきたところである。

また、安定器については、学校、工場等の事業場用に蛍光灯や水銀灯等に使用されていたものが大量に保管されている。機器の性質上、不特定の事業場に設置されており、正確な実態が把握できていないことから、各種講習会の場を活用して法の周知徹底を図るほか、関係団体等と連携して調査を実施するなど、安定器を保管している事業者の把握に努めている。

この他、PCBが含まれた感圧複写紙、ウエス、汚泥などの濃度が不明なPCB汚染物も保管されている。

（2）低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物として、変圧器、コンデンサー、PCBを含む油などがあるが、PCB汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないものが多く、今後、正確な全体像を把握するための取組が必要である。

また、柱上変圧器は、県内においてはほぼ全数が北陸電力株式会社の施設において保管されている。

2 PCB使用製品の所有状況

平成28年のPCB特措法改正により、高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物を除く。）を所有する事業者は、処分期間内に、その高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物を除く。）を廃棄することが義務付けられた。（PCB特措法第18条第1項）

また、毎年度、その高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物を除く。）の廃棄の見込み等を、都道府県知事等に届け出ることが義務付けられた。（PCB特措法第8条第1項（法第19条において読み替えて準用するもの））

事業者から届出のあった平成28年3月31日現在のPCB使用製品の使用状況は、表2のとおりである。

このほか、使用中のPCB含有電気工作物の所有事業者は、電気事業法及び電気関係報告規則に基づき管轄する産業保安監督部長（富山県内では中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長が該当）に設置の届出及び管理状況の届出を行うこととされているが、PCB特措法に基づく届出と重複があることから、表2には含まれていない。

3 PCB廃棄物の処分状況及び処分量の見込み

これまで本県の高濃度PCB廃棄物をJESCO北海道広域処理施設において処分した実績は表3のとおりである。低濃度PCB廃棄物は民間の無害化処理認定施設等で処分されており、実績は把握していない。

また、一部には保管が長期間にわたっているにも関わらず、経済的理由等から処分を行わない保管事業者が存在する。

今後のPCB廃棄物の処分量の見込みは、現在保管しているPCB廃棄物に今後PCB廃棄物となる使用中のPCB使用製品を加えたものとすることから、表4のとおりであり、処分量に対する処分の進捗状況は表5のとおりである。

なお、PCBが含まれたウエス、汚泥などのPCB汚染物の処分はほとんど進んでいない。

今後、新たにPCB廃棄物やPCB使用製品であることが判明した場合には、順次、処分量の見込みにそのPCB廃棄物・PCB使用製品を加えることとする。

表1 富山県におけるPCB廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	区分	富山県 (富山市除く)		富山市		富山県計	
		事業場数	数量	事業場数	数量	事業場数	数量
高圧変圧器 (台)	高濃度	13	45	12	64	25	109
高圧コンデンサー (台)		171	393	83	153	254	546
低圧変圧器 (台)		4	7	1	2	5	9
低圧コンデンサー (台)		15	2,468	16	1,102	31	3,570
安定器(台) [蛍光灯安定器など]		79	10,202	63	13,446	142	23,648
廃PCB(kg) [高濃度のPCB油]		2	118	2	0.48	4	118
柱上変圧器 (台)	低濃度	3	2,165	3	20	6	2,185
感圧複写紙 (kg)	高濃度・低濃度の区分不明	2	1,032	0	0	2	1,032
PCBを含む油 (kg)		46	219,352	20	56,973	66	276,325
ウエス (kg)		35	21,944	20	4,872	55	26,816
その他の機器等 ^{※1} (台)		242	2,082	161	1,496	403	3,578
汚泥 (kg)		6	34,178	5	12,490	11	46,669
その他 ^{※2} (L)	50	150,422	32	57,929	82	208,351	

※1 低濃度PCB廃電気機器等(変圧器、コンデンサー、遮断器等)を含む。

※2 金属系汚染物(ドラム缶等)、非金属系汚染物(プラスチック製の容器等)等

表2 富山県におけるPCB使用製品の所有状況

使用機器の種類	区分	富山県 (富山市除く)		富山市		富山県計	
		事業場数	数量	事業場数	数量	事業場数	数量
高圧変圧器 (台)	高濃度	3	5	0	0	3	5
高圧コンデンサー (台)		46	128	6	6	52	134
低圧変圧器 (台)		0	0	0	0	0	0
低圧コンデンサー (台)		0	0	0	0	0	0
安定器(台) [蛍光灯安定器など]		8	231	5	528	13	759
廃PCB(kg) [高濃度のPCB油]							
柱上変圧器 (台)	低濃度	1	800	2	2,001	3	2,801
感圧複写紙 (kg)	高濃度・低濃度の区分不明						
PCBを含む油 (kg)							
ウエス (kg)							
その他の機器等(台)		147	868	65	789	212	1,657
汚泥 (kg)							
その他 (L)							

表3 富山県における高濃度PCB廃棄物の処分状況

年 度	変圧器※ ¹ (台)			コンデンサー※ ² (台)			安定器及び汚染物等 (kg)		
	富山県 (富山市除く)	富山市	富山県計	富山県 (富山市除く)	富山市	富山県計	富山県 (富山市除く)	富山市	富山県計
平成20年度	4	0	4	105	43	148	0	0	0
平成21年度	0	32	32	357	98	455	0	0	0
平成22年度	3	51	54	389	171	560	0	0	0
平成23年度	41	39	80	319	66	385	0	0	0
平成24年度	0	31	31	434	77	511	0	0	0
平成25年度	15	20	35	1,719	472	2,191	0	0	0
平成26年度	7	30	37	497	159	656	7,417	8,478	15,895
平成27年度	6	11	17	168	21	189	24,778	18,440	43,219
合計	76	214	290	3,988	1,107	5,095	32,195	26,918	59,114

※1 高圧変圧器及び低圧変圧器

※2 高圧コンデンサー及び低圧コンデンサー

表4 富山県におけるPCB廃棄物の処分量の見込み

種類	区分	処分量見込み	処分量見込み	
			保管中のPCB廃棄物	使用中のPCB使用製品
高圧変圧器 (台)	高濃度	114	109	5
高圧コンデンサー (台)		680	546	134
低圧変圧器 (台)		9	9	0
低圧コンデンサー (台)		3,570	3,570	0
安定器(台) [蛍光灯安定器など]		24,407	23,648	759
廃PCB(kg) [高濃度のPCB油]		118	118	
柱上変圧器 (台)	低濃度	4,986	2,185	2,801
感圧複写紙 (kg)	濃度・低濃度の区分不明	1,032	1,032	
PCBを含む油 (kg)		276,325	276,325	
ウエス (kg)		26,816	26,816	
その他の機器等 (台)		5,235	3,578	1,657
汚泥 (kg)		46,669	46,669	
その他 (L)		208,351	208,351	

表5 高濃度PCB廃棄物の処分の進捗状況(変圧器、コンデンサー、蛍光灯安定器)

PCB廃棄物の種類	処分量 a	処分量見込み b	処分率 $a/(a+b)$
変圧器 ^{※1} (台)	290	123	70.2
コンデンサー ^{※2} (台)	5,095	4,250	54.5
蛍光灯安定器(台)	15,461	24,407	38.8

※1 高圧変圧器及び低圧変圧器

※2 高圧コンデンサー及び低圧コンデンサー

第3章 PCB廃棄物の処理体制の確保

1 PCB廃棄物処理施設の整備

(1) 全国におけるPCB廃棄物処理体制

国は、JESCOを活用して地元の地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、拠点的な広域処理施設の整備を進めてきた。具体的には、処分を行うJESCOが、それぞれの事業実施の認可を国から受けるスキームとなっており、平成13年11月に北九州市で西日本17県分を処理する北九州事業が最初に認可され、その後、愛知県豊田市における豊田事業、東京都江東区における東京事業が認可され、平成15年2月19日には大阪事業と同時に室蘭市における北海道事業が認可された。その後、処理対象区域を拡大することとなった北海道事業の実施については、平成16年6月30日、改めて環境大臣から認可を受け、これにより、北九州市、大阪市、東京都、愛知県豊田市、北海道室蘭市の拠点的広域処理施設において処理する体制が整備された。

その後、国では、日本全体のPCB廃棄物を計画的かつ早期に処理するため、これまでに整備されたJESCOの拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築することとし、表6のとおり、拠点的広域処理施設における処理対象物及び事業の時期等を定め、処理の促進を図ることとした。

大型変圧器・コンデンサー等については、各事業所において設備の改造に加え、処理を行うことが困難な一部の処理対象物については、従来 of 事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行うこととした。

また、安定器及び汚染物等については、北九州事業所及び北海道事業所の2か所のプラズマ熔融処理設備を活用し、全国の安定器及び汚染物等（大阪事業所、豊田事業所及び東京事業所において処理可能なものを除く。）の処理を行うこととした。

こうした取組により、全国に保管されている大型変圧器・コンデンサー等及び安定器及び汚染物等の処理を計画的に進めることが可能な処理体制が整備されることとなったため、この体制において、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限として、「計画的処理完了期限」を設けるとともに、発生量に含まれない廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、「計画的処理完了期限」の後に、「事業終了準備期間」を設けた。

また、低濃度PCB廃棄物等については、無害化処理認定施設等を活用して処理することとした。

(2) 富山県内のPCB廃棄物及びPCB使用製品の処理

本県は、平成16年6月30日に環境省に認可された北海道事業の事業対象地域であり、県内のPCB廃棄物のうち高濃度PCB廃棄物については、北海道室蘭市内にJESCOが整備した北海道広域処理施設において引き続き処理する。

なお、低濃度PCB廃棄物等については、無害化処理認定施設等を活用して処理する。

表6 全国におけるJESCOのPCB廃棄物拠点的広域処理施設の整備計画

事業名 (実施場所)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間
北九州 (福岡県北九州市若松区響町1丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	A地域	C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサーの一部	1.5 トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成31年3月31日	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	A地域、B地域及びC地域(大阪事業所及び豊田事業所における処理対象物を除く。)		10.4 トン/日 (安定器及び汚染物等量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成36年3月31日まで
大阪 (大阪府大阪市此花区北港白津2丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部、E地域の特殊コンデンサーの一部	2.0 トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	B地域(小型電気機器の一部に限る。)			平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市細谷町3丁目)	大型変圧器・コンデンサー等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	1.6 トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	C地域(小型電気機器の一部に限る。)			平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
東京 (東京都江東区青海3丁目地先)	大型変圧器・コンデンサー等	D地域	C地域の車載変圧器の一部、E地域の大型変圧器の一部	2.0 トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域(小型電気機器の一部に限る。)	北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する廃粉末活性炭		平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市仲町)	大型変圧器・高圧コンデンサー等	E地域		1.8 トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器及び汚染物等	D地域及びE地域(東京PCB処理事業所における処理対象物を除く。)			12.2 トン/日 (安定器及び汚染物等量)	平成36年3月31日

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

2 処理体制確保のための方策

(1) 適正な保管のための方策

P C B 廃棄物については、P C B 特措法により保管事業者には毎年度の保管状況等の届出が義務化されていることから、県及び富山市は、保管事業者に対し確実に届出を行うよう指導する。

また、潜在的にP C B 廃棄物を保管している可能性がある事業場に対し、保管の有無の問い合わせや立入調査を行うほか、これらのP C B 廃棄物を網羅的に把握するための調査（以下、「掘り起こし調査」という。）を実施するとともに、不明・紛失に関する追跡調査等を行い、P C B 廃棄物の保管実態の把握に努める。

さらに、立入検査や各種講習会の場を活用して、P C B 廃棄物の漏洩防止措置の徹底等、適正保管について保管事業者を指導する。

(2) 適正な収集運搬のための方策

ア 高濃度P C B 廃棄物の安全性の確保

P C B 廃棄物の適正処理を推進していくためには、処理施設の安全性に加え、P C B 廃棄物の収集運搬についての安全性の確保が重要である。

特に、北海道事業では処理対象区域が広いことから運搬距離が長く、また、冬季間の凍結路面の輸送リスクもあることから、長距離輸送や地域性を考慮した検討が必要である。

このため、県及び富山市は、P C B 廃棄物の保管事業者や収集運搬業者を対象に、国が策定した「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」を基本とし、北海道がP C B 廃棄物の安全で安心な収集運搬の実務的な手引書として策定した「北海道P C B 廃棄物収集運搬実務要領」等を踏まえ必要な遵守指導を行い、積み込み・積下し等の収集運搬の各段階の安全性の確保に努めるものとする。

保管事業者は、運搬経路、運搬途中の位置情報等、P C B 廃棄物の収集運搬に関する情報を収集・整理し、J E S C O が設置する「P C B 処理情報センター」で管理している収集運搬等の情報を活用し適正な収集運搬を確保するものとする。

イ 低濃度P C B 廃棄物の安全性の確保

低濃度P C B 廃棄物の認定施設等への収集運搬についても、北海道広域処理施設への運搬と同様に安全性の確保は重要である。

このため、県及び富山市は、低濃度P C B 廃棄物の収集運搬に係る基準として、廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の収集運搬等の基準及びその基準を遵守するために必要な事項を具体的に示した「低濃度P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づき、適正かつ安全に収集運搬が実施されるよう指導を行う。

(3) 効率的な広域処理体制の確保のための方策

広域処理施設における処理の実施については、北海道処理事業の処理対象が、北海道及び 15 県に加え、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県安定器及び汚染物等及びJ E S C O 東京P C B 処理事業所で発生した二次廃棄物を含むものと拡大されたことから、新たな処理体制に対応した効率的な収集運搬、処理が必要である。

特に、安定器及び汚染物等については、北海道処理事業の対象地域が拡大することから、より効率的に処理を進めることが必要となっており、保管事業者に対して、計画的

処理完了期限にかかわらずできる限り早期の処理に向け、取り組みを進めることが求められている。このため、県は、次のとおり、保管事業者及び所有事業者の十分な理解の下に、P C B 廃棄物の効率的な処理体制を確保する。

ア J E S C O における処分期間や計画的処理完了期限を見据えて処理量の平準化と地域性を考慮し、毎年度、本県も参加する広域協議会での協議、調整を経て策定される処理実施計画を踏まえ、本県の P C B 廃棄物の計画的かつ効率的な収集運搬及び処理を進める。

イ 処理実施計画については、保管事業者及び所有事業者に対し、説明会を開催するなどして、処理に向けて十分な事前の周知及び指導を行う。

ウ 保管状況等により早期の処理が必要な場合や大型 P C B 機器の搬入など処理施設の合理的な運転上必要な場合などは、処理実施計画外でも収集運搬、処理ができるものとする。

エ 低濃度 P C B 廃棄物の処理業者は、処理期限内までの処分完了に向けて、国や県など関係機関が行う収集運搬及び処分に関する施策に協力することとする。

第4章 PCB廃棄物適正処理の推進方策

1 県及び富山市の役割

県及び富山市は、PCB廃棄物の適正かつ早期の処理を推進するため、次の施策を実施する。

(1) PCB廃棄物等の実態把握に係る施策等

ア PCB特措法第8条の規定に基づき、PCB廃棄物の保管等の状況について届出している事業者に対しては、届出提出期限の周知及び届出書様式の送付を行い、PCB廃棄物保管事業者等が毎年度の保管等の状況の届出を確実に行うよう指導するものとする。

また、低濃度PCBを含む可能性がある機器等を所有している事業者については、PCB濃度等の確認を確実にを行うとともに、早期に低濃度PCB廃棄物の処分及び低濃度PCB使用製品の廃棄又はPCBの除去を行うよう指導するものとする。

イ 過去に、PCB特措法第8条の規定に基づきPCB廃棄物の保管等の状況について届出したにもかかわらず、その後、届出を行わない事業者に対しては、郵便、電話等により届出を督促するほか、適宜、立入検査を実施し、届出を指導するものとする。

ウ PCB特措法による届出義務があるにもかかわらず未届けとなっているPCB廃棄物やPCB使用製品全体が、処分期間内に計画的に処理が完了されるよう、県及び富山市は、国、JESCO、電気保安関係団体等と連携して、掘り起こし調査及びそのフォローアップ調査を行う。調査に当たっては、国が作成した「未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の掘り起こしマニュアル」等を活用して実施するとともに未処理事業者を一覧表に集約する。

また、関係団体に対して未届出のPCB廃棄物に関する情報提供について協力を要請する等、PCB廃棄物やPCB使用製品の把握の徹底に向けた取組を実施するものとする。

エ 経済産業省と連携し、電気主任技術者等に対し、講習会等を通じて、PCB使用製品の所有状況の確認について周知及び協力依頼を行うものとする。

オ 自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の保管・所有実態を確実に調査し、率先して処分委託・廃棄に努めることとし、県内市町村に対しても同様な措置を求めることとする。

また、既に保管中の蛍光灯安定器等について、PCB含有状況の精査を行い、確実な実態把握に努める。

県及び市町村が所有する低濃度PCBを含む可能性がある機器等については、PCB濃度等の確認を確実にを行うとともに、早期に低濃度PCB廃棄物の処分及び低濃度PCB使用製品の廃棄又はPCBの除去を行うこととする。

(2) 適正処理推進のための監視、指導等

ア 保管事業場での安全性を確保するため、保管事業者が廃棄物処理法施行規則第8条の13に定める「特別管理産業廃棄物保管基準」を遵守するよう啓発を実施するほか、PCBの環境中への漏えいが懸念される事業場に対しては、適宜、立入検査を実施し、指導を行う。

イ 保管施設の改善に応じない事業者等に対しては廃棄物処理法に基づいて改善命令を発出する等、厳正に対処する。

ウ 処理の安全性の確保については、施設の設置許可権者たる北海道が行うが、P C B 廃棄物の処理を委託し、完了するまでは、保管事業者に一定の責任（排出事業者責任）があることから、事業者に対し、処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう指導を行う。

また、県は、広域協議会に参画し、P C B 廃棄物処理の安全性の確保や運搬に係る調整等に努めるものとする。

エ P C B 廃棄物を保管している事業者に対し、講習会や立入検査等を通じて、J E S C O への速やかな機器等登録・搬入荷姿登録の実施や処理時期の確認など、第 1 章の 3 に示す期間内に計画的かつ確実に処分が行われるよう必要な指導等を行う。

オ 処分が進んでいないウエス、汚泥などについては、平成 27 年 4 月から J E S C O 北海道広域処理施設で処分が可能になったことから、保管事業者に対し第 1 章の 3 に示す期間内の計画的な処理が実施されるよう必要な指導等を行う。

カ P C B を絶縁油に使用する電気工作物等であって使用中のものについては、将来 P C B 廃棄物として処理が必要となることを踏まえ、電気事業法電気関係報告規則に基づく報告情報を所有する中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署等と連携し、早期の使用中止及び第 1 章の 3 に示す期間内の計画的な処理が実施されるよう必要な指導等を行う。

キ 保管事業者が P C B 廃棄物を処分期間内に処分しなかった場合には、保管事業者に対し、必要に応じ、P C B 廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることにより、確実な処理を推進する。

ク 低濃度 P C B 廃棄物についても、保管事業者に対し、無害化処理認定施設等において、第 1 章の 3 に示す期間内の計画的な処理が実施されるよう必要な指導等を行う。

（3）関係機関及び関係自治体との連携

ア 本県の P C B 廃棄物が処理される地元関係自治体及び広域協議会の構成員である自治体等と十分連携しながら、収集運搬の方法、緊急時の対応等について、関係機関と十分協議・調整を行い、P C B 廃棄物の計画的かつ適正な収集運搬及び処理を推進するほか、J E S C O 事業エリア毎に設置された「P C B 廃棄物早期処理関係者連絡会」の活用などにより、早期処理の促進に向けた関係者等との連携強化、情報共有、普及啓発等を図っていくこととする。

また、国、北陸三県及び政令市による「北陸ブロック P C B 廃棄物連絡会議」を定期的開催し、同ブロックにおける P C B 廃棄物の掘り起こし調査や円滑な処理を推進するための協議・連絡調整等を行う。

イ 電気事業法電気関係報告規則に基づく報告情報を所有する中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署から、定期的に報告情報の提供を受け、現在使用中の機器の把握に努めるとともに、早期の使用中止及び計画的な処理が実施されるよう必要な指導等を行う。

ウ 県は、富山市と協力して県内 P C B 廃棄物の処理を計画的に実施する。

（4）情報公開等による県民、事業者及び関係団体の理解に係る方策

ア P C B 廃棄物の処理に係る情報の収集及び公開

P C B 特措法第 8 条に基づき、保管事業者等から届け出された P C B 廃棄物の保管

及び処分の状況に関する情報については、富山県庁舎及び富山市庁舎において自由に閲覧できるようにするとともに、県のホームページを活用し、情報を公開する。

また、J E S C Oにより北海道室蘭市に設置されているP C B処理情報センターで、①処理施設の処理状況、②P C B廃棄物の処理実績、③運搬車両の運行管理状況、④モニタリング調査等の情報を総合的に管理するシステムが設けられ、当該情報は見学者等に公開されるとともに、同社のホームページによりP C B関連情報が発信されていることから、県ホームページを活用し、処理の進捗状況について積極的に情報を提供する。

イ P C B廃棄物の処理に係る総合的な普及啓発の実施

保管事業者及び所有事業者に対し、早期の使用中止及び計画的な処理を促すとともに、県民の理解と協力を得るため、説明会の開催や県ホームページの活用などにより、P C B廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図る。

また、関係団体に対し、会員事業者を通じて保管事業者及び使用事業者に早期の使用中止及び計画的な処理について普及・啓発するよう協力を要請する。

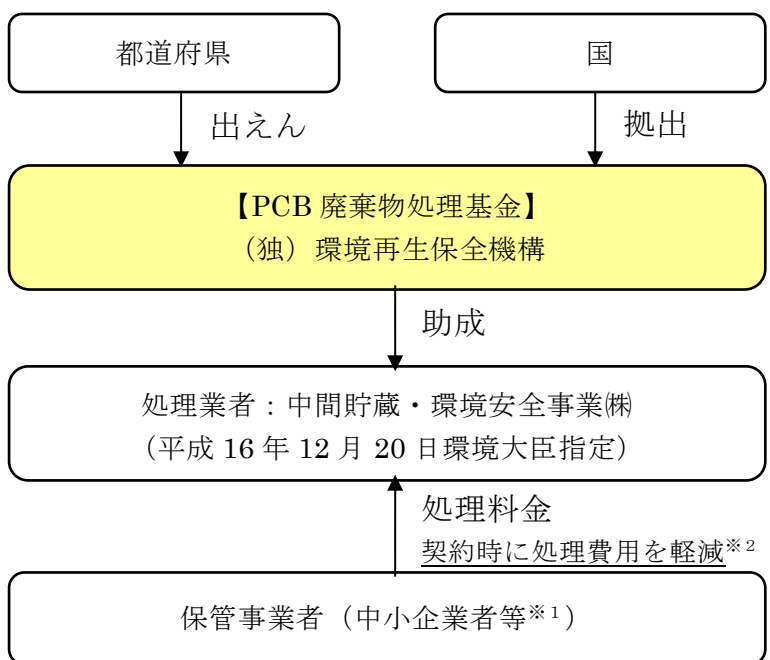
(5) P C B廃棄物処理に対する支援

P C B廃棄物は、その性状から長期間にわたって適正に処理を行う手段がなく、P C B廃棄物の保管の長期化は、中小企業者等にとっては、人的かつ経済的に大きな負担となってきたことを考慮し、環境省は、平成13年度、「P C B廃棄物処理基金」を環境事業団（現、独立行政法人環境再生保全機構）内に造成し、この資金をもって、J E S C OのP C B廃棄物処理事業及び環境大臣が指定する者が行うP C B廃棄物の処理事業において、中小企業者等がP C B廃棄物を処理する際に要する費用の一部を助成している。

本県は、当該基金造成にかかる都道府県負担分として資金を出えんし、中小企業者等のP C B廃棄物処理を支援するとともに、中小企業者等に対し、支援制度の周知と早期の処理を呼びかける。

P C B廃棄物処理基金の仕組みについては、図2のとおりである。

図2 PCB廃棄物処理基金の仕組み



※1 中小企業者、法人（従業員 100 人以下）、個人（解散又は事業を廃止した事業者から継承して保管している個人、破産者等）

※2 軽減される額
 ・ 中小企業者、法人：70%
 ・ 個人：95%

2 保管事業者の役割

(1) 法に基づく適正保管及び届出

PCB廃棄物の保管事業者は、PCB特措法及び廃棄物処理法に基づき、自らの責任においてPCB廃棄物を処理するとともに、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、PCB廃棄物からの漏洩や飛散、PCB廃棄物が紛失することのないよう廃棄物処理法施行規則に定められた特別管理産業廃棄物保管基準に基づきPCB廃棄物を適正に保管するものとする。

また、毎年度のPCB廃棄物の保管及び処分の状況、PCB廃棄物の保管場所の変更について、県又は富山市に届出るものとする。

さらに、保管事業者は、関係法令を遵守するとともに、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するために国、県及び富山市が実施する施策に協力するものとする。

(2) 計画的な処理の実施

保管事業者は、速やかな機器等登録・搬入荷姿登録に努め、第1章の3に示す期間内に計画的かつ確実に処理を行うものとする。

特に、多量にPCB廃棄物を保管する事業者は、計画的に北海道室蘭市の広域処理施設に搬入するため処理計画を作成し、県に提出するものとする。

また、公共施設で使用され、現在大量に保管されているPCB含有安定器については、JESCOへの搬入荷姿登録手続を進め、早期の処理を行うものとする。

3 所有事業者の役割

PCB使用製品を所有している事業者は、PCBを含んだ機器からPCBが漏洩、飛散又は機器が紛失しないよう適正に管理するとともに、速やかな使用中止や代替品への転換を進め、第1章の3に示す期間内に計画的かつ確実に処理するものとする。

4 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、廃棄物処理法施行令に定められた特別管理産業廃棄物収集運搬基準等の関係法令や「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を遵守するとともに、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するために国、県及び富山市が実施する施策に協力するものとする。

5 低濃度PCB廃棄物の処理業者の役割

低濃度PCB廃棄物の処理業者は、安全性を確保した処理施設の整備・維持管理と処理事業を実施するとともに、処理状況やモニタリング情報など周辺住民等に対する積極的な情報公開を行うものとする。

また、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するために国、県及び富山市が実施する施策に協力するものとする。

6 その他関係者の役割

PCBが含まれているか否か等の情報を持つPCBを製造した者及びPCB使用製品を製造した者などの関係者は、連携・協力して効率的かつ計画的にPCB廃棄物の円滑な処理のために国、県及び富山市が実施する施策に協力するものとする。

第5章 その他の重要な事項

1 PCB使用部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、昭和49年以前に製造されたものにPCB使用部品が含まれている可能性がある。

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき製造業者に引取り義務があるテレビ及びルームクーラーについては、製造業者においてPCB使用部品の取り外しが行われているが、電子レンジについては、市町村が処理する際には、これまで通り、当該家電製品の製造者に取外しを依頼するなど、PCB使用部品の取扱いに留意する必要がある。

また、家電製品の製造者が取り外したPCB使用部品は、家電製品の製造者の責任の下に保管されており、PCB廃棄物として適正に処理されるものである。

2 不法投棄未然防止対策

不法投棄の未然防止のため事業者等への周知徹底や不法投棄の監視活動に努めるものとする。

特にPCB廃棄物は工場等の建築物の増改築や解体時に誤って処分される可能性があるため、PCB廃棄物が他の産業廃棄物に混在することのないように解体業者等に対してPCB廃棄物の適正処理について周知啓発に努めるものとする。

また、不法投棄等不適正処理事例が発生した場合には、廃棄物処理法、PCB特措法等に基づき厳正に対処するものとする。

3 広域的な連携によるリサイクルの推進

北海道PCB廃棄物処理事業では、PCB廃棄物の処理残さ等のリサイクルの推進が求められている。このため、各道県における環境産業などを活用したりリサイクルの推進について、北海道及び15県は、広域的に連携し、情報交換等の取り組みを行うこととする。

4 地元地方公共団体への協力

広域処理施設が設置されている北海道及び室蘭市が、PCB廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることに鑑み、地元地域の重要な貢献を認識し、可能な限りPCB廃棄物の円滑な処理に協力するとともに、保管事業者に対し、適宜、北海道広域処理施設における処理状況の現地確認の実施などを求めるものとする。

5 処理技術開発の促進

PCB廃棄物の処理技術は基本的に確立しており、また、国は、使用中の機器に対する処理技術の導入や絶縁油を抜油後の筐体に対する処理体制の検討など、さらなる処理技術等の検討を行っているところであるが、今後も、国に対し、効率的な処理ができるように技術の評価及び適切な技術の活用を促進し、PCB廃棄物の処理体制を充実させるよう要望していくこととする。